

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、評価得点の高い提案を行った提案者を契約予定者として選定する。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っており、事業を円滑に遂行するための実施体制に工夫がなされていること。
- (2) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な当該及び関連分野に関する知識・知見を有していること。
- (3) 事業を効果的に遂行するために必要な過去の実績があり、ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公募要領に定める全ての事業内容が提案されるとともに、本事業の目的の達成に向けた目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- (2) 円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっており、方法・内容等が具体的かつ合理的であること。
- (3) 有識者による検討会の開催が具体的に提案され、連絡・調整業務の実績を十分有していること。
- (4) 精神障害者に係るスポーツ実施に関する情報収集の方法・内容等が優れていること。
- (5) 精神障害者の調査について、障害者団体との十分な連携体制が構築され、また、具体的かつ実現性のある方法・手段・内容等が提案されており、十分な実態把握が見込めること。
- (6) 調査結果の周知について、方法・手段・内容等が具体的に提案され、実現性・妥当性があること。
- (7) 障害者スポーツの今後の発展に寄与し、障害者のスポーツ参画人口の拡大が見込まれる内容であること。

(8) 提案内容を達成するための妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

十分＝3点	普通＝2点	不十分＝0点
-------	-------	--------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝0点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- | |
|---|
| <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none">・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点・認定段階3＝2点・プラチナえるぼし認定＝3点・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none">・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点・トライくるみん認定＝1.5点・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3改正省令附則第2条第2項の規 |
|---|

定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点

・プラチナくるみん認定＝3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝2点

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」による認定

・スポーツエールカンパニー認定＝1点

・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点

・Bronze（ブロンズ）認定＝2点

・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.5点

・Silver（シルバー）認定＝2.5点

・Silver+（シルバープラス）認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。